第二章第八節を同章第七節の四とする。

第二十五条の八第十項中「法第三十七条の十第三項第八号」を「法第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」に、「は同号」を「は同号イ及びロ」に、「それぞれ」を「同条第六項及び第七項の規定は同号ロに規定する政令で定める場合について、それぞれ」に、「」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号」と、同条第五項中「第三条第一項第四号」を「及び第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」と、同項第一号中「第三条第一項第四号又は第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ又はロ」と、同条第五項中「第三条第一項第四号及び第五号」に、「第三十七条の十第三項第八号」と、同項第一号」を「第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」と、同項第一号」に改め、「同項第四号」の下に「又は第五号」を加え、「同号」を「同号イ又はロ」に、「交付」と」を「交付」と、「同号」とあるのは「同号ロ」と、同条第六項中「第三条第一項第五号に規定する政令」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号ロに規定する政令」と、同項第一号中「第三条第一項第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号ロ」と、「利子の支払を受ける場合」とあるのは「償還（同号に規定する償還をいう。以下この号及び次号において同じ。）により金銭又は金銭以外の資産の交付を受ける場合」と、「同号」とあるのは「同条第三項第八号ロ」と、「利子の支払を受けるとき」とあるのは「償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるとき」と、同項第二号中「利子の支払」とあるのは「償還により金銭又は金銭以外の資産の交付」と、「第三条第一項第五号に規定する支払の確定した日」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還の日」と、同条第七項中「第三条第一項第四号及び第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ及びロ」と、「第三条第一項第四号又は第五号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号イ又はロ」と」に改め、同条第十七項中「（昭和三十二年法律第二十八号）」を削る。

第二十五条の十の二第十四項第二十七号ハ中「同条第二十項」を「同条第十八項」に改め、同項第三十号中「同条第二十二項、第二十九項又は第三十二項」を「同条第二十項、第二十六項又は第三十項」に改め、同項第三十一号中「同条第十一項」を「同条第十七項」に、「同条第十二項の」を「同条第十八項の」に改め、同項第三十二号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十八項」に改める。

第二十五条の十一の二第十三項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に、「及び法」を「、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額及び法」に改め、同条第二十項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同条第二十項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改める。

第二十五条の十二の三第十八項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に改め、「中」の下に「含む。」を加え、「又は」とあるのは「又は」を「」とあるのは「含む。」に、「及び」を「、法」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同条第二十一項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改める。

第二十五条の十二の三第十八項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に改め、「中」の下に「含む。」を加え、「又は」とあるのは「又は」を「」とあるのは「含む。」に、「及び」を「、法」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十第三項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法第三十七条の十第三項第八号ロに規定する償還により金銭又は金銭以外の資産の交付を受けるときに該当することとなる場合における同法第三十七条の十第一項第五号に掲げる事由により生ずる譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

に改め、同条第二十項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改め、同表第二百六十一条第一号の項中

総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額

に改める。

第二十五条の十二の三第十八項中「又は」を「、第三十八条の二第一項又は」に改め、「中」の下に「含む。」を加え、「又は」とあるのは「又は」を「」とあるのは「含む。」に、「及び」を「、法」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第一項第三号の項中

総所得金額	総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

を

総所得金額	総所得